

セーフティネット1号認定について

【対象者】

＊次のいずれかに該当すること。

- 1.認定申請時において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（※1 役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- 2.認定申請時において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度（※2）が20%（端数切捨て）以上であること。

（※1）全東信に対する未収入金は売掛債権に該当。

（※2）取引依存度：年間の全東信に譲渡した売掛債権及び全東信を通じて早期決済を受けていた売上高と当該事業者全体の年間売上高と比較します。

【必要書類】

- 1.認定手続きチェックリスト（セーフティネット1号） 1部
- 2.認定申請書 1部
- 3.盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの
法人の場合：「履歴事項全部証明書」等
個人の場合：「所得税確定申告書B」，青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し等
- 4.別紙1「申請者の概要」 1部
・個人事業主は屋号も記載し，住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。法人・個人とも業種について詳しく記入してください。（必要により事業内容の分かる資料の添付でも可）
- 5.別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部
- 6.（金融機関の代理申請の場合）委任状 1部
- 7.指定事業者に対する売掛金債権又は前渡金返還請求権を確認できる書類。売上台帳（または請求書）の写し。
・対象者2（50万円未満の売掛金があり取引規模が20%以上）の場合は当該取引期間の試算表及び売上台帳（または仕入台帳）の写し。

【その他留意事項】

- 1.認定とは別に，金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2.市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して，保証の申込みを行うことが必要です。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業振興係
電話 019-626-7538